

鐵
道
年
表

鐵道年表

西曆年	月	日	事件
嘉永七 (一八五七)	二	一五	米國水師提督ペルリ小形蒸氣車一揃を幕府に献ず。二十三日横濱村にて其の試運轉をなす。
慶應三 (一八六七)	一三	二三	關老小笠原壹岐守より亞米利加合衆國使臣書記官アルセ、ポルトマンに對し江戸・横濱間鐵道免許書及び規則書を交附す。但し明治政府は之を認めざりし。
明治二 (一八六九)	一	一	我全權(伊達民部大藏卿、大隈民部大藏大輔、伊藤大藏少輔)は英國人レーと鐵道起業資金三百萬磅の内一百萬磅を起債することを約し條約書等を作成す。
明治三 (一八七〇)	三	一九	民部大藏省に鐵道掛を置く、同月二十二日横濱野毛町に鐵道掛出張所を置く。 備英國人建築師長エドモンド、モレル來任し、同月土木大屬小林易知、十等出仕小野友五郎等と共に潮留町より、又翌月横濱野毛浦海岸より線路測量に著手す。

明治四 (一八七二)		明治五 (一八七三)	
四	一三	六	一
七	一七	七	
七		七	
一〇	二〇	八	一四
一〇	二四	七	
六	一六	九	
閏		正	
<p>潮留町の鐵道敷地地均工事著手。 英國人レーに對する契約を解除し、更に英國オリエンタル銀行と鐵道起業資金供給方を契約す。同月東京横濱間鐵道橋梁工事の第一著手として神奈川第十九號橋に著手す。 民部大藏省分離して鐵道事業は民部省に屬す。 大阪及び神戸に鐵道出張所を設置し之を關西鐵道局と稱す。同月三十日英國人ジョン、エングランド等神戸大阪間の鐵道線路測量を開始す。 工部省設置、鐵道掛之に屬す。 大阪神戸間の石屋川隧道工事に著手す。 京都に鐵線掛出張所を置き、京都大阪間の測量を始む。 横濱停車場内に運輸掛を置き奏任出仕佐畑健助を掛長とす。 工部省に鐵道寮を置く。翌日工部大丞井上勝鑛山頭兼鐵道頭に任ぜらる。 建築師長モレル病死す。 英國人ウキリヤム、ウラルタ、カーギルを鐵道差配役とす。</p>			

明治六 (一八七三)	
二	二六
二	二八
五	四
五	七
五	七
二	二七
九	二
七	四
九	二
九	
七	
七	
九	
一〇	二九
一二	二六
<p>工部省廳舎火災の爲、鐵道寮類焼し潮留停車場木屋に移轉す。 太政官布告を以て鐵道略則を公布す。 改正鐵道略則及び鐵道犯罪罰例を公布す。 品川横濱間鐵道略成(六郷川假木橋)につき假に汽車運輸を開始し一日一回の列車往復を開始す。 潮留停車場を新橋と改稱す。此月高島嘉右衛門、東京青森間鐵道建言書及び東京府内周廻鐵車路建築請願を東京府に提出す。 井上勝鐵道頭に専任せらる。 新橋横濱兩停車場に 臨御。東京横濱間鐵道開業の式を舉行せられ兩所に於て 勅語を賜ふ。翌十三日新橋横濱間の運輸開業す。 備英國人建築長リチャード、ピカース、ポイル著任す。 鐵道頭井上勝退官し、鐵道助太田資政鐵道權頭に任ぜらる。 鐵道貨物運送補助並に賃金表を公布せられ、同月十五日より新橋横濱間に貨物運輸を開業す。 鴻池善右衛門等大阪堺間鐵道の免許を請願す。許可されず。 京都大阪間の鐵道工事を起す。</p>	

明治 (一八七四)	一	一〇	二	一	五	一〇	一	二	一
明治 (一八七五)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七六)	四	四	四	四	四	四	四	四	四
明治 (一八七七)	九	九	九	九	九	九	九	九	九
明治 (一八七八)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七九)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七〇)	一	一	一	一	一	一	一	一	一

井上勝再び鐵道頭に任ぜらる。
鐵道本寮を大阪に移し、大阪神戸間の西鐵道寮及び大阪京都間の東鐵道寮を之に合す。
大阪神戸間鐵道建築竣功につき假に開業し、神戸驛内に運輸課を置く。但し神戸三ノ宮間は複線。
午前八時十五分横濱發の列車新橋に到着の際ポイントに障りありし爲、機關車及び貨車一輛顛覆す。運送故障の最初の記録なり。
大阪神戸間に貨物運送補則を實施し貨物の運輸を開く。
大阪停車場より安治川北岸に達する安治川技線開通す。
九條道孝外二十六名より、成る華族組合より東京横濱間鐵道を實費換算三百萬圓を以て拂下を出願したるに對し、東京府知事を経て許可を通過す。
建築師長ボイル敦賀線、中山道線、尾張線の測量上告書を提出す、又九月に至り中山道及び新瀉線の調査上告書を提出す。
京都大宮間に假停車場を設け、大阪京都間假開業ををす。
工部省中に鐵道局を設け、新橋の鐵道廳司を新橋鐵道局、神戸出

明治 (一八七八)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七九)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七〇)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七一)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七二)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七三)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七四)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七五)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七六)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七七)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七八)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七九)	一	一	一	一	一	一	一	一	一
明治 (一八七〇)	一	一	一	一	一	一	一	一	一

張所を神戸鐵道局と改稱す。
工部少輔井上勝鐵道局長仰付らる。
京都、大阪、神戸三停車場に 臨御、京都神戸間鐵道開業の式を舉行せられ 勅語を賜ふ。翌六日京都停車場を開き大宮通假停車場を廢す。
鐵道差配役カーギル建築師長ボイル満期解傭となる。
京都大阪間に票券式列車保安法を施行し、ブロック電信機を使用す。十月に至り大阪神戸間にも施行せり。
大阪停車場内に工技生養成所を設く。(明治十五年閉鎖)
大阪停車場より曾根崎川に達する水路掘鑿竣功に付貨物積卸を開始し、安治川技線の運輸を廢す。
京都大阪間に貨物運輸を開く。
六郷川鐵橋竣成す。
華族組合の願に依り東京横濱間鐵道拂下の取消を許可す。
起業公債を發行して一千二百五拾萬圓の六分利附内國債を募集し内工部省配賦額中二百拾三萬九千九百拾四圓を鐵道建築費並に測

明治一三〇 (一八八〇)	明治一二九 (一八七九)	明治一四〇 (一八八二)	明治一四一 (一八八三)	明治一四二 (一八八四)	明治一四三 (一八八五)	明治一四四 (一八八六)	明治一四五 (一八八七)	明治一四六 (一八八八)	明治一四七 (一八八九)	明治一四八 (一八九〇)	明治一四九 (一八九一)	明治一五〇 (一八九二)	明治一五一 (一八九三)	明治一五二 (一八九四)	明治一五三 (一八九五)	明治一五四 (一八九六)	明治一五五 (一八九七)	明治一五六 (一八九八)	明治一五七 (一八九九)	明治一五八 (一九〇〇)	明治一五九 (一九〇一)	明治一六〇 (一九〇二)	明治一六一 (一九〇三)	明治一六二 (一九〇四)	明治一六三 (一九〇五)	明治一六四 (一九〇六)	明治一六五 (一九〇七)	明治一六六 (一九〇八)	明治一六七 (一九〇九)	明治一六八 (一九一〇)	明治一六九 (一九一〇)	明治一七〇 (一九一〇)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

量費に充つ。

京都大津間鐵道建設工事著手、邦人初めて其の工事を擔任す。

開拓使備米國人ジョセフ、ユイ、クロイオールド來著、翌三月幌内

幌内太鐵道線路の測量を開始す。

東京横濱間に初めて邦人機關方を以て營業列車を運轉す。

京都大谷間假運轉を開始す。

開拓使に於て幌内鐵道を起工し、小樽若竹町第三隧道の開鑿に著手す。

工部省鑛山局に屬する釜石鐵道工事竣功す。

長濱敦賀間の鐵道工事起工。

京都大津間逢阪山隧道工事(工部省技手國澤能長擔任)竣功す。

京都大津間の列車に 乗御。翌十五日より此區間を開業す。

神戸三ノ宮兩停車場間に傳話機を架設す。

幌内鐵道線手宮・札幌間開通す。

東京馬車鐵道會社設立許可。

新橋横濱各橋梁の鐵桁架設工事落成。翌八日同區間複線完成す。

明治一五六 (一九一六)	明治一五五 (一九一五)	明治一五四 (一九一四)	明治一五三 (一九一三)	明治一五二 (一九一三)	明治一五一 (一九一三)	明治一五〇 (一九一三)	明治一四九 (一九一三)	明治一四八 (一九一三)	明治一四七 (一九一三)	明治一四六 (一九一三)	明治一四五 (一九一三)	明治一四四 (一九一三)	明治一四三 (一九一三)	明治一四二 (一九一三)	明治一四一 (一九一三)	明治一四〇 (一九一三)	明治一三九 (一九一三)	明治一三八 (一九一三)	明治一三七 (一九一三)	明治一三六 (一九一三)	明治一三五 (一九一三)	明治一三四 (一九一三)	明治一三三 (一九一三)	明治一三二 (一九一三)	明治一三一 (一九一三)	明治一三〇 (一九一三)	明治一二九 (一九一三)	明治一二八 (一九一三)	明治一二七 (一九一三)	明治一二六 (一九一三)	明治一二五 (一九一三)	明治一二四 (一九一三)	明治一二三 (一九一三)	明治一二二 (一九一三)	明治一二一 (一九一三)	明治一二〇 (一九一三)	明治一一九 (一九一三)	明治一一八 (一九一三)	明治一一七 (一九一三)	明治一一六 (一九一三)	明治一一五 (一九一三)	明治一一四 (一九一三)	明治一一三 (一九一三)	明治一一二 (一九一三)	明治一一一 (一九一三)	明治一一〇 (一九一三)	明治一〇九 (一九一三)	明治一〇八 (一九一三)	明治一〇七 (一九一三)	明治一〇六 (一九一三)	明治一〇五 (一九一三)	明治一〇四 (一九一三)	明治一〇三 (一九一三)	明治一〇二 (一九一三)	明治一〇一 (一九一三)	明治一〇〇 (一九一三)	明治九九 (一九一三)	明治九八 (一九一三)	明治九七 (一九一三)	明治九六 (一九一三)	明治九五 (一九一三)	明治九四 (一九一三)	明治九三 (一九一三)	明治九二 (一九一三)	明治九一 (一九一三)	明治九〇 (一九一三)	明治八九 (一九一三)	明治八八 (一九一三)	明治八七 (一九一三)	明治八六 (一九一三)	明治八五 (一九一三)	明治八四 (一九一三)	明治八三 (一九一三)	明治八二 (一九一三)	明治八一 (一九一三)	明治八〇 (一九一三)	明治七九 (一九一三)	明治七八 (一九一三)	明治七七 (一九一三)	明治七六 (一九一三)	明治七五 (一九一三)	明治七四 (一九一三)	明治七三 (一九一三)	明治七二 (一九一三)	明治七一 (一九一三)	明治七〇 (一九一三)	明治六九 (一九一三)	明治六八 (一九一三)	明治六七 (一九一三)	明治六六 (一九一三)	明治六五 (一九一三)	明治六四 (一九一三)	明治六三 (一九一三)	明治六二 (一九一三)	明治六一 (一九一三)	明治六〇 (一九一三)	明治五九 (一九一三)	明治五八 (一九一三)	明治五七 (一九一三)	明治五六 (一九一三)	明治五五 (一九一三)	明治五四 (一九一三)	明治五三 (一九一三)	明治五二 (一九一三)	明治五一 (一九一三)	明治五〇 (一九一三)	明治四九 (一九一三)	明治四八 (一九一三)	明治四七 (一九一三)	明治四六 (一九一三)	明治四五 (一九一三)	明治四四 (一九一三)	明治四三 (一九一三)	明治四二 (一九一三)	明治四一 (一九一三)	明治四〇 (一九一三)	明治三九 (一九一三)	明治三八 (一九一三)	明治三七 (一九一三)	明治三六 (一九一三)	明治三五 (一九一三)	明治三四 (一九一三)	明治三三 (一九一三)	明治三二 (一九一三)	明治三一 (一九一三)	明治三〇 (一九一三)	明治二九 (一九一三)	明治二八 (一九一三)	明治二七 (一九一三)	明治二六 (一九一三)	明治二五 (一九一三)	明治二四 (一九一三)	明治二三 (一九一三)	明治二二 (一九一三)	明治二一 (一九一三)	明治二〇 (一九一三)	明治一九 (一九一三)	明治一八 (一九一三)	明治一七 (一九一三)	明治一六 (一九一三)	明治一五 (一九一三)	明治一四 (一九一三)	明治一三 (一九一三)	明治一二 (一九一三)	明治一一 (一九一三)	明治一〇 (一九一三)	明治九 (一九一三)	明治八 (一九一三)	明治七 (一九一三)	明治六 (一九一三)	明治五 (一九一三)	明治四 (一九一三)	明治三 (一九一三)	明治二 (一九一三)	明治一 (一九一三)	明治〇 (一九一三)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

鐵道本局を大阪より神戸停車場構内に移す。

日本鐵道會社假免狀下付、特許條約書下付せらる。十二月に至り

吉井友實同社長となる。

北海道に 行幸。此の日小樽に御上陸直に列車に乗御札幌に向は

せらる。此の際熾仁親王勅旨を承り鐵道附屬工場を巡覽さる。

開拓使廢せられ幌内鐵道煤田と共に工部省に屬す。

釜石鐵道は運鑛石の餘暇を以て旅客貨物の運輸をなすこととなり

たれども、翌年釜石鑛山事業中止と共に鐵道運輸も亦停止す。

金ヶ崎・柳ヶ瀬山隧道北口並に長濱・柳ヶ瀬間に列車運轉を開始す

太湖汽船會社と契約して大津長濱間に湖上運輸連絡を爲さしむ。

日本鐵道會社線川口熊谷間工事著手。十月に至り上野川口間の工

事に著手す。

長濱、關ヶ原間の工事を起す。

幌内鐵道線、札幌幌内間開通す。

幌内鐵道を農商務省の管理に移し、北海道事業管理局に炭鑛事務

所を置き、農商務大書記官山内堤雲を所長とす。

五	七	八	二	四	五	六	八	一〇	三	四		
一	一〇	二六	二八	一六	二五	二五	二〇	二四	一	一〇		
長濱關ヶ原間開通。	太政官布告を以て鐵道略則及び鐵道犯罪罰例を私設鐵道に適用せらる。	日本鐵道線上野熊谷間工事竣功し試運轉を行ふ、翌二十八日開業。	日本鐵道會社貨物運輸を開始す。	太政官布告を以て中山道鐵道公債證書條例公布せられ、七分利二千萬圓を工事の都合を計り募集の旨令せらる。	柳ヶ瀬隧道工事竣成し長濱金ヶ崎間全通す。	日本鐵道線高崎に達す。	關ヶ原大垣間開通す。	東京高崎間開通式(上野にて舉行)に 臨御 勅語を賜ふ。	日本鐵道線上野前橋間全通す。	奈良原繁日本鐵道會社社長に選舉せらる。	日本鐵道線赤羽品川間(山ノ手線)開通す。	鐵道略則第十六條に依り火藥類鐵道運送條規並に取扱方心得公布せらる。

明治一七
二八八四

明治一八
二八八五

五	七	七	八	一〇	二	三	七	七	八			
七	一六	二二	二二	一五	一	一	一九	一九	一九			
工部大藏兩卿より上申したる鐵道會計條例允可せらる。	日本鐵道線大宮宇都宮間開通す。	直江津線起工。	武豐線起工。	中山道幹線東部高崎横川間開通す。	工部省廢せられ鐵道局は内閣に屬す。	阪堺鐵道線難波(大阪)大和川間開通す。	北海道廳を置かれ幌内鐵道は之に屬し、理事官村田堤を炭鑛鐵道事務所長とす。	鐵道本局を神戸より東京舊工部省内に移し四月赤阪靈南坂町に移す。	武豐線を一般營業に供す。	栗橋に 行幸、日本鐵道線利根川橋梁を 觀覽あらせらる。	鐵道幹線を中山道より東海道に変更することを令せらる。十一月に至つて東海道線工事起工さる。	直江津線直江津關山開通す。

明治一九
二八八六

明治二一〇 (一八八七)	明治二一一 (一八八八)	明治二一二 (一八八九)	明治二一三 (一八九〇)	明治二一四 (一八九一)	明治二一五 (一八九二)	明治二一六 (一八九三)	明治二一七 (一八九四)	明治二一八 (一八九五)	明治二一九 (一八九六)	明治二二〇 (一八九七)	明治二二一 (一八九八)	明治二二二 (一八九九)
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五
天皇 皇后兩陛下木曾川橋梁工事中假橋 渡御あらせらる。	木曾川鐵橋竣成、加納木曾川間開通し、大垣武豊間全通す。	私設鐵道條例公布せらる。	新橋横濱兩停車場に於て小荷物の配達を開始す。	東海道線横濱・國府津間開通す。	日本鐵道線白河に達す。	日本鐵道線上野・鹽竈間全通す。	山陽鐵道會社に免許狀下付せらる。	横須賀線起工。	關西鐵道會社に免許狀下付せらる。前島密社長となる。	中上川彦次郎山陽鐵道會社々長となる。	村田堤等の組織せる運輸營業團體北有社へ幌内鐵道を貸付す。	直江津線長野に達す。
六	五	五	五	四	四	三	三	二	二	一	一	一
一八	二五	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二
阪堺鐵道線難波(大阪)堺間全通す。	兩毛鐵道線小山・足利間開通す。	山陽鐵道工事起工。	九州鐵道會社に免許狀下付せらる。	高橋新吉九州鐵道會社々長となる。	東海道線大府・濱松間開通す。	九州鐵道工事起工。	伊豫鐵道線松山・三津ヶ濱間開通す。	山陽鐵道線兵庫・明石間開通す。	直江津線直江津・輕井澤間全通す。	中野武營關西鐵道會社々長となる。	山陽鐵道線姫路に達す。	水戸鐵道線水戸・小山間開通す。
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇
鐵道費補充公債條例公布せらる。	東海道線國府津・靜岡間開通す。	幌内鐵道郁春別線開通す。	甲武鐵道線新宿・立川間開通す。	東海道線靜岡・濱松間開通して新橋長濱間全通す。	大阪鐵道線湊町(大阪)・柏原間開通す。							

明治二一〇 (一八八七)	明治二一一 (一八八八)	明治二一二 (一八八九)	明治二一三 (一八九〇)	明治二一四 (一八九一)	明治二一五 (一八九二)	明治二一六 (一八九三)	明治二一七 (一八九四)	明治二一八 (一八九五)	明治二一九 (一八九六)	明治二二〇 (一八九七)	明治二二一 (一八九八)	明治二二二 (一八九九)
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇
鐵道費補充公債條例公布せらる。	東海道線國府津・靜岡間開通す。	幌内鐵道郁春別線開通す。	甲武鐵道線新宿・立川間開通す。	東海道線靜岡・濱松間開通して新橋長濱間全通す。	大阪鐵道線湊町(大阪)・柏原間開通す。							

五	二三	讚岐鐵道線丸龜・琴平間開通す。
六	一六	横須賀線大船・横須賀間全通す。
七	一	湖東線の開通に依り東海道線全通し、新橋・神戸間毎日一回往復直通列車運轉を開始す。
七	一〇	鐵道開業線一千哩祝賀會を名古屋に開催す。
八	一一	甲武鐵道線八王子に達す。
九	一	山陽鐵道線兵庫・神戸間開通し官線東海道線と接続す。
一一	一八	北海道炭礦鐵道會社へ免許狀を下付し幌内鐵道の拂下を許可す。 翌十九日堀基其の社長となる。
一一	二二	兩毛鐵道線前橋に達す。
一二	一一	九州鐵道線博多・千歳川間開通す。
一二	一五	關西鐵道線草津・三雲間開通す。
一二	二六	兩毛鐵道線利根川鐵橋開通し日本鐵道線と接続す。
三	一七	官設鐵道會計法公布せらる。同月二十日作業及び鐵道會計規則公布せらる。
八	一	日本鐵道日光線全通す。

明治二一三
(一八九〇)

八	二五	軌道條例公布せらる。
九	六	鐵道廳を置き内務大臣に屬せしめ井上勝其の長官に任ぜられ、翌月廳内に第一、二、三部を置き飯田俊徳、松本莊一郎、野田益晴を各其の部長とす。
一〇	二七	白石直治關西鐵道會社社長となる。
一一	一	日本鐵道線盛岡に達す。同鐵道秋葉原線開通す。
一二	二五	關西鐵道線四日市に達す。
一二	二七	大阪鐵道線王寺・奈良間開通す。
三	一八	山陽鐵道線岡山に達す。
三	一九	横川・輕井澤間アプト式工事著手。
三	一	東海道線小山(駿河)沼津間複線工事竣成す。
四	一	九州鐵道線久留米・門司間全通す。
七	一	九州鐵道線熊本に達す。翌八月二十日佐賀に達す。
八	三〇	筑豊興業鐵道線若松・直方間開通す。
九	一	日本鐵道線盛岡・青森間開通し上野・青森間全通す。毎日一回直通の列車を運轉す。

明治二一四
(一八九一)

一〇	二八	濃尾地方大震災の爲、東海道線岡崎・米原間各所大破損を蒙る。 關西鐵道線龜山・津間開通す。
一一	三	私設鐵道買収法案及び鐵道公債法案を帝國議會に提出す。前者は 否決。後者は衆議院解散の爲消滅。
一二	一四	大阪鐵道線龜瀬隧道竣成して奈良・湊町(大阪)間全通す。
一三	二	日本鐵道は水戸鐵道を譲受け營業す。
一四	一	小野義真日本鐵道會社々長となる。翌月高島嘉右衛門は北海道炭 礦鐵道、松本金太郎は山陽鐵道會社々長となる。
一五	七	私設鐵道買収法案、鐵道公債法案を帝國議會に提出す。衆議院に 於て兩法案を合併して鐵道敷設法案となして貴衆兩院の協賛を 得。
一六	二	鐵道敷設法案公布せらる。
一七	六	鐵道廳に線路取調委員を置く。(後ち線路調査掛と改名す)
一八	二	鐵道廳を遞信大臣の管轄に屬す。
一九	一	北海道炭礦鐵道室蘭線輪西まで開通す。 釧路鐵道線標茶・跡佐登間開通す。

明治二一五
(二八九三)

一一	一	北海道炭礦鐵道夕張線開通。
一二	一八	官設鐵道用品資金會計法公布せらる。
一三	一六	鐵道廳長官井上勝退官、松本莊一郎同長官に任せらる。
一四	一	横川・輕井澤間開通し高崎・直江津間全通す。
一五	二三	大阪鐵道線櫻井に達す。
一七	三	筑豊興業鐵道線飯塚に達す。
一八	一〇	鐵道廳を鐵道局と改稱す。
一九	一二	攝津鐵道線尼ヶ崎・池田間開通す。
二〇	三一	參宮鐵道線宮川・津間開通す。
二一	一〇	西ノ宮三ノ宮間複線完成す。
二二	一〇	山陽鐵道線廣島に達す。
二三	一〇	大井・大崎間(軍用線)竣成す。
二四	二〇	總武線市川・佐倉間開通す。
二五	一二	北海道鐵道線路調査を工科大学教授田邊朔郎に委嘱す。
二六	二〇	宇品・廣島間(軍用線)竣成す。
二七	二〇	神奈川・程ヶ谷間(軍用線)竣成す。

明治二一六
(二八九三)

明治二一七
(二八九四)

明治二一八 (八九五)	明治二一九 (八九六)	明治二二〇	明治二二一	明治二二二	明治二二三	明治二二四	明治二二五	明治二二六	明治二二七	明治二二八	明治二二九	明治二三〇
一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二
一	一九	一	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇
日本鐵道線八ノ戸線全通す。	青梅鐵道立川・青梅間開通す。	奥羽北線青森・弘前間開通す。	京都電氣鐵道(軌道)營業を開通す、本邦に於ける電氣鐵道の濫觴なり。	川越鐵道國分寺・川越間全通す。	甲武鐵道線飯田町に達す。	豊州鐵道線行橋・伊田間開通す。	浪速鐵道片町・四條畷間、道後鐵道線松山・道後・古町間開通す。	大阪鐵道線天王寺・大阪間全通し官設鐵道に接続す。	關西鐵道線草津・名古屋間全通す。	鐵道敷設法中改正法律案を帝國議會に提出す。	房總鐵道線蘇我・大網間開通。	房總鐵道線千葉に於て總武線に接続す。
												衆議院に於て廣軌に關する建議案を可決す。
												大阪神戸間複線全通す。

明治三〇 (八九七)	明治三一	明治三二	明治三三	明治三四	明治三五	明治三六	明治三七	明治三八	明治三九	明治四〇	明治四一	明治四二	明治四三	明治四四	明治四五
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六
一	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九
遞信省鐵道局に建設部を置き原口要を同部長とす。	奈良鐵道線京都・奈良間全通す。	北海道廳に臨時北海道敷設部を置く。	北海道鐵道敷設法公布せらる。	南豫鐵道線松山郡中間開通す。	北海道上川線(空知・太旭川間)工事著手。	向日町・吹田間複線完成す。	北海道鐵道第一期線決定す。	新橋神戸間に急行旅客列車を運轉す。	北陸線敦賀・福井間開通す。	南和鐵道線高田・二見間全通す。	臺灣鐵道發起人に命令書を下附す。	九州鐵道線八代に達す。	關西鐵道に於て客車外側を塗裝して客車等級別を見易からしむ。	日本鐵道線土浦線田端・友部間、隅田川線全通す。	日本鐵道は兩毛鐵道を譲受けて營業す。

一	一九
二	二
二	九
二	一五
二	一六
二	二一
四	一四
五	一〇
六	一
六	四
七	一
七	一五
八	一八
九	一〇
一〇	一

成田鐵道成田・佐倉間開通す。
 青山假停車場より京都まで臨時大喪列車を運轉す。
 關西鐵道は浪速鐵道を譲受け開業す。
 京都鐵道線二條・嵯峨間開通す。
 阪鶴鐵道は攝津鐵道を譲受け開業す。
 讚岐鐵道線丸龜・高松間開通す。
 臨時北海道鐵道敷設部技師田邊朔郎同部長となる。
 上野鐵道線高崎・福島間開通す。
 總武鐵道線本所・銚子間全通す。
 北海道鐵道第一期線起工す。
 北海道炭礦鐵道輪西・室蘭間開通して室蘭停車場を開く。
 豊川鐵道線豊橋(吉田)・豊川間開通す。
 遞信省鐵道局の掌理事項を局限し別に鐵道作業局を置く。松本莊一郎を作業長官とし鐵道局長を兼ねしむ。
 上野鐵道線全通す。
 初瀬鐵道と奈良鐵道と合併し、筑豊鐵道と九州鐵道と合併す。

明治三二
(一九一九)

一〇	三一
一〇	二
一一	一一
一一	一六
一一	一八
一一	二七
一	二
一	二〇
二	三
三	二
三	一七
四	一
四	三

中越鐵道線城端に達す。
 釧路鐵道政府に買収せらる。
 北海道廳に鐵道部を置き臨時北海道敷設部を廢し北海道廳事務官坂本俊健を部長とす。
 參宮鐵道線津山・田間全通す。
 京都鐵道線二條・七條間開通して京都驛に於て官設線と接續す。
 官設鐵道主要驛に於て入場券を發賣す。
 遞信次官鈴木大亮鐵道局長を兼ねぬ。
 阪鶴鐵道線池田・寶塚間開通す。
 中越鐵道高岡に達す。
 九州鐵道佐世線開通す。
 成田鐵道線佐原に達す。
 遞信省監查局長中橋徳五郎鐵道局長を兼ねぬ。
 山陽鐵道線三田尻に達す。
 北陸線金澤に達す。
 尾西鐵道線彌富・津島間開通す。

四	四	五	四	四	五	五	五	六	六	六	七	七	八	八	八	九	一〇	一〇
二	四	三	二	四	三	五	六	一	五	一	三	二	七	二	二	三	一	二

西成鐵道線大阪安治川口間開通す。
 七尾鐵道線津幡・矢田新間開通す。
 仙石貢九州鐵道株式會社々長となる。
 名古屋電氣鐵道(軌道)營業開始。
 豆相鐵道線三島に於て官設鐵道と接続す。
 新橋驛に鐵道案内所を設く。
 逓信省參事官伊藤大八鐵道局長を兼ね。
 北海道官設鐵道空知太旭川間(上川線)開通す。
 伊萬里鐵道伊萬里有田間開通す。
 北海道官設鐵道天鹽線旭川・永山間開通す。
 會我祐準日本鐵道株式會社々長となる。
 日本鐵道線水戸・岩沼間全通す。
 山陽鐵道に於て列車にボーイを乗務せしむ。
 南海鐵道は阪堺鐵道を譲受け開業す。
 北海道官設鐵道の監督は逓信大臣に屬し北海道鐵道部を置き、北海道廳鐵道技師田邊朔郎を同部長とす。

明治(二八九九)

一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

北海道官設鐵道車輛へ自轉聯結機を取附けて運轉をなす。
 關西鐵道線名古屋・網島間全通す。
 九州鐵道線大村長與間開通により門司長崎間全通す。
 逓信次官古市公威鐵道局長心得を兼ね。
 帝國鐵道協會設立す。
 田健次郎關西鐵道會社々長となる。
 中國鐵道線岡山市・津山間開通す。
 九州鐵道は伊萬里鐵道を譲受け開業す。
 木下立安主幹の鐵道時報創刊す。
 京濱電氣鐵道(軌道)營業を開始す。
 衆議院議員鐵道國有に關する建議案を提出す。
 徳島鐵道線徳島・鳴島間開通す。
 鐵道國有調査會規則公布せらる。
 京都大阪間複線全通す。
 新橋・横濱間に電信音響機を使用す。
 北陸線敦賀・富山間全通す。

三	二五	九州鐵道線筑豐線伊田に於て豊州鐵道線と接続す。
四	一	太田鐵道線水戸・太田間全通す。
四	七	遞信省參事官犬塚勝太郎鐵道局長に任せらる。
五	一一	河南鐵道は河陽鐵道を譲受け開業す。
五	一五	奥羽南線福島米澤間開通す。
五	二一	關西鐵道線奈良に達す。
七	二五	山陽鐵道に於て食堂車を使用す。
七	一五	岩越鐵道線若松に達し、阪鶴鐵道福知山南に達す。
七	一七	豆相鐵道線三島・大仁間全通す。
八	一五	京都鐵道線園部に達す。
八	二七	東武鐵道線北千住・久喜間通す。
九	五	北越鐵道線直江津・沼垂間全通す。
一二	一三	房總鐵道線大原に達す。
一二	二五	九州鐵道三角線開通し、唐津興業鐵道線荻原に達す。
一	二四	尾西鐵道線彌富・一ノ宮間全通す。
三	一三	鐵道船舶郵便法公布せらる。

明治三三
（一九〇〇）

三	一六	私設鐵道法、鐵道營業法公布せらる。
三	二〇	小田原電氣鐵道（二十一年十月開業の馬車鐵道を變更す）國府津・湯本間開通す。
四	八	北海道鐵道技師國澤能長を鐵道部長とす。
五	一	山陽鐵道に於て一等寢臺車を使用す、本邦寢臺車の濫觴なり。
六	六	伊豫鐵道は道後・南豫兩鐵道を譲受け開業す。
六	一二	關西鐵道は大坂鐵道を譲受け開業す。
八	二	鐵道作業局に女子雇員を採用す。
八	七	七尾鐵道は津幡に於て官設鐵道に接続す。
八	一四	徳島鐵道線船戸に達す。
九	三	龍ヶ崎鐵道線佐貫龍ヶ崎間開通す。
九	二三	北海道官設鐵道天鹽線名寄に達す。
九	一	豊川鐵道線大淺に達す。
一〇	一	東京市街高架線の工事を起す。
		私設鐵道法、鐵道營業法及び附屬諸規程實施せらる、新橋神戸間急行列車に寢臺車を聯結す。

明治三四
二九〇二

一〇	二六
一一	一
一一	二五
一一	二八
一一	二九
四	一
四	一一
五	一三
五	二七
六	一〇
八	一
八	二九
八	三一

南海鐵道と關西鐵道と天王寺に於て接続す。
 篠ノ井線(篠ノ井・西條間)開通す。
 紀和鐵道線五條・和歌山間全通す。鶴原定吉關西鐵道會社々長となる。
 近江鐵道線貴生川に於て關西鐵道と接続す。
 中越鐵道線伏木に達す。
 官設鐵道に於て託送手荷物の配達を開始す。成田鐵道線我孫子に於て日本鐵道線に接続す。
 奥羽南線山形に達す。
 京釜鐵道株式會社設立免許せらる。
 山陽鐵道線神戸・下關間全通し、關門海峽に渡船を設け九州鐵道と聯絡す。
 鹿兒島線鹿兒島・國分間開通す。
 中央東線八王子・上野原間開通す。
 播但鐵道線新井に達す。
 田中新七關西鐵道株式會社々長となる。

明治三五
二九〇三

九	三
一〇	七
一〇	二一
一一	二二
一一	二二
一一	二二
一一	二二
九	二五
一〇	二一
一一	一
一一	一〇
一一	一五
一一	二七
三	一九
三	二一
三	三一

九州鐵道と豊州鐵道との合併認可せらる。
 上武鐵道線熊谷・寄居間開通す。
 水戸鐵道は太田鐵道を讓受け開業す。
 關西鐵道線網島櫻ノ宮間開通す。
 東海道線急行列車に食堂車を聯絡す。
 九州鐵道は唐津鐵道を讓受け開業す。
 横須賀線に於てタイヤー氏ダブレット式閉塞機を試用す。
 奥羽北線秋田に達す。
 山陰線境御成屋間開通す。山陽鐵道は下關に於て山陽ホテルを開業す。
 北海道鐵道線函館・本郷間開通す。
 篠ノ井線(篠ノ井・鹽尻間)全通す。
 九州鐵道線小倉・黒崎間開通す。
 鐵道技師平井晴二郎鐵道作業局長官心得となる。
 南海鐵道線全通し和歌山に於て紀和鐵道に接続す。
 古市公威鐵道作業局長に任ぜらる。

四	四	一	四	二	六	一	六	一	八	二	九	五	九	二	一〇	二	二	一	一	一	一	四
四	一	二	一	二	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

明治三七年(一八九四年)

日本鐵道線田端池袋間開通す。
 上武鐵道線波久禮に達す。
 山陽鐵道は播但鐵道を讓受け開業す。
 中央東線甲府に達す。
 東京市街鐵道(軌道)營業を開始す。
 鹿兒島線吉松に達す。
 大阪市營電氣軌道營業を開始す。
 筑後軌道營業を開始す。
 九州鐵道唐津線久保田に於て本線に接續す。
 吳線(海田市吳間)開通す。
 鐵道作業局部長平井晴二郎同長官心得となる。
 博多灣鐵道西戸崎須惠間開通す。
 岩越鐵道線喜多方に達す。
 鐵道試驗車を聯結して京都大津間の貨物列車を運轉試驗す。
 鐵道軍事供用令公布せらる。
 總武鐵道線本所兩國橋間開通す。東武鐵道線龜戸に於て總武鐵道

四	四	四	五	八	八	八	一〇	一〇	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

線に接續す。
 青森縣知事山之内一次鐵道局長に任ぜらる。
 牛場卓藏山陽鐵道會社取締役會長となる。
 北越鐵道線新潟停車場を開く。
 甲武鐵道線飯田町中野間に電車を併用す。
 關西鐵道は紀和鐵道を讓受け開業す。
 鐵道技師平井晴二郎鐵道作業局長官を兼ねぬ。
 北海道鐵道線函館小樽間開通す。
 舞鶴線福知山新舞鶴間開通し、阪鶴鐵道は該區間を借受して營業を開く。
 中國鐵道線岡山漣井間開通す。
 官設鐵道は西成鐵道を借受け、山陽鐵道は讚岐鐵道を讓受け又吳線を借受け營業す。
 關西鐵道は南和鐵道を讓受け開業す。
 祐徳軌道營業を開始す。
 片岡直温關西鐵道株式會社々長となる。

明治三八年 (一九〇五)		明治三九年 (一九〇六)	
一二	三〇	四	一
一	一	三	三
二	八	三	三
三	一三	三	三
四	一	三	三
八	一	三	三
九	一	三	三
九	一	三	三
九	一	三	三
九	一	三	三
一〇	二	三	三
一一	二	三	三
一二	二	三	三
一三	二	三	三
一四	二	三	三
一五	二	三	三
一六	二	三	三
一七	二	三	三
一八	二	三	三
一九	二	三	三
二〇	二	三	三
二一	二	三	三
二二	二	三	三
二三	二	三	三
二四	二	三	三
二五	二	三	三
二六	二	三	三
二七	二	三	三
二八	二	三	三
二九	二	三	三
三〇	二	三	三
三一	二	三	三
三二	二	三	三
三三	二	三	三
三四	二	三	三
三五	二	三	三
三六	二	三	三
三七	二	三	三
三八	二	三	三
三九	二	三	三
四〇	二	三	三
四一	二	三	三
四二	二	三	三
四三	二	三	三
四四	二	三	三
四五	二	三	三
四六	二	三	三
四七	二	三	三
四八	二	三	三
四九	二	三	三
五〇	二	三	三
五一	二	三	三
五二	二	三	三
五三	二	三	三
五四	二	三	三
五五	二	三	三
五六	二	三	三
五七	二	三	三
五八	二	三	三
五九	二	三	三
六〇	二	三	三
六一	二	三	三
六二	二	三	三
六三	二	三	三
六四	二	三	三
六五	二	三	三
六六	二	三	三
六七	二	三	三
六八	二	三	三
六九	二	三	三
七〇	二	三	三
七一	二	三	三
七二	二	三	三
七三	二	三	三
七四	二	三	三
七五	二	三	三
七六	二	三	三
七七	二	三	三
七八	二	三	三
七九	二	三	三
八〇	二	三	三
八一	二	三	三
八二	二	三	三
八三	二	三	三
八四	二	三	三
八五	二	三	三
八六	二	三	三
八七	二	三	三
八八	二	三	三
八九	二	三	三
九〇	二	三	三
九一	二	三	三
九二	二	三	三
九三	二	三	三
九四	二	三	三
九五	二	三	三
九六	二	三	三
九七	二	三	三
九八	二	三	三
九九	二	三	三
一〇〇	二	三	三

甲武鐵道線飯田町御茶ノ水間電車開通。
 非常特別税法中改正せられ通行税を定めらる。
 關西鐵道は奈良鐵道を譲受けて開業す。
 鐵道抵當法を公布せらる。
 北海道官設鐵道は逓信大臣の管理監督に屬し、鐵道作業局は札幌に出張所を置く。
 阪神電氣鐵道(軌道)營業を開始す。
 新橋下關間及び上野新潟間直通列車運轉を開始す。
 山陽鐵道は下關釜山間連絡航海を開始す。
 山陽鐵道大嶺線開通す。
 奥羽線全通す。
 北海道官設線釧路帯廣間開通す。
 博多灣鐵道線宇美まで開通す。
 鐵道國有法案を帝國議會に提出す。修正可決。
 鐵道國有法公布せらる。
 山陽鐵道播但線和田山に達す。

明治四〇年 (一九〇七)	
四	一
五	二
六	三
七	四
八	五
九	六
一〇	七
一一	八
一二	九
一三	一〇
一四	一一
一五	一二
一六	一三
一七	一四
一八	一五
一九	一六
二〇	一七
二一	一八
二二	一九
二三	二〇
二四	二一
二五	二二
二六	二三
二七	二四
二八	二五
二九	二六
三〇	二七
三一	二八
三二	二九
三三	三〇
三四	三一
三五	三二
三六	三三
三七	三四
三八	三五
三九	三六
四〇	三七
四一	三八
四二	三九
四三	四〇
四四	四一
四五	四二
四六	四三
四七	四四
四八	四五
四九	四六
五〇	四七
五一	四八
五二	四九
五三	五〇
五四	五一
五五	五二
五六	五三
五七	五四
五八	五五
五九	五六
六〇	五七
六一	五八
六二	五九
六三	六〇
六四	六一
六五	六二
六六	六三
六七	六四
六八	六五
六九	六六
七〇	六七
七一	六八
七二	六九
七三	七〇
七四	七一
七五	七二
七六	七三
七七	七四
七八	七五
七九	七六
八〇	七七
八一	七八
八二	七九
八三	八〇
八四	八一
八五	八二
八六	八三
八七	八四
八八	八五
八九	八六
九〇	八七
九一	八八
九二	八九
九三	九〇
九四	九一
九五	九二
九六	九三
九七	九四
九八	九五
九九	九六
一〇〇	九七

帝國鐵道會計法公布せらる。
 鐵道五千哩祝賀會を名古屋に開催す。
 臨時鐵道國有準備局官制公布せられ、逓信次官仲小路廉同長官となる。
 輕井澤横川間に於て流油鐵管による輸送を開始す。
 南滿洲鐵道組成に關する勅令公布せらる。
 陸軍大將兒玉源太郎南滿洲鐵道設立委員長仰付らる。
 東京鐵道株式會社軌道特許を受く。
 北海道炭礦鐵道、甲武鐵道國有に歸す。
 日本、岩越の兩鐵道國有に歸す。
 山陽、西成の兩鐵道國有に歸す。
 帝國鐵道廳を置き鐵道作業局を廢す。平井晴二郎同廳總裁に任ぜらる。
 帝國鐵道廳職員政濟組合規則を施行す。
 九州鐵道、北海道鐵道(函館間)國有に歸す。
 伊豆鐵道は豆相鐵道を譲受けて開業す。

八	一	九	一	九	八	一〇	一	一	一	二	三	七	一	八	二	一	二	五
京都、阪鶴、北越の三鐵道國有に歸す。	總武、房總、七尾、徳島の四鐵道國有に歸す。	十勝線狩勝隧道の竣工により旭川・釧路間全通す。	關西、參宮鐵道國有に歸し、十七會社の國有終決す。	國有鐵道に於て旅客賃金を改正し各種の賃率を統一す。	高野登山鐵道は高野鐵道を讓受けて開業す。	青梅鐵道軌間改築(三呎六吋に)竣成す。	青森・函館間航路に比羅夫丸就役す。	奥羽線能代支線開通す。	大日本軌道營業を開始す。	横濱鐵道線東神奈川・八王子間開通す。	逓信省鐵道局の掌理事項に軌道に關する項を加ふ。	山陰西線松江に達す。	關西線加茂奈良間を廢線とす。	鐵道院官制公布せられ(帝國鐵道廳及び逓信省鐵道局廢止せらる)	鐵道院は内閣に直屬す。			

明治四一
(一九〇八)

二	三	五	五	三	七	六	二	一	〇	〇	一	一	二	一	二	五
逓信大臣後藤新平鐵道院總裁を兼ね、平井晴二郎同副總裁に任せられ同院に運輸部、總務部、建設部、計理部を置き、平井晴二郎(兼)山之内一次、野村龍太郎、圖師民嘉を各部長とし、又東部、中部、西部、九州、北海道の五鐵道管理局を置き、長谷川謹介、古川阪次郎、岩崎彦松、植村俊平、野村彌三郎を各局長とす。	帝國鐵道會計法公布せらる。	湊町・柏原間に自動車運轉を開始す。	小坂鐵道營業を開始す。	鐵道院職員中央教習所規程及び地方教習所準則を定む。	臨時鐵道國有準備局廢せらる。	鐵道院留學生に關する件を定む。	國有鐵道線路名稱を定む。	國有鐵道に於て奈良ホテルを開業す。	矢嶽隧道の竣成に依り鹿兒島線(門司・鹿兒島間)全通す。	韓國鐵道を鐵道院に附屬し、龍山に鐵道管理局を置き大屋權平を同局長とす。						

明治四二
(一九〇九)

明治四三 (一九一〇)	
一六	上野烏森(現在の新橋驛)間電車運轉(山ノ手線經由)を開始す。
二〇	勅令を以て鐵道院職員服制を定む(大正八年之を廢す)
二四	南海鐵道は浪速電車軌道を合併す。
一〇	箕面有馬電氣軌道營業を開始す。
二七	東武鐵道線伊勢崎に達す。
一	國有鐵道は横濱鐵道を借受け營業す。
一	日本内地と北滿洲、露領沿海州等との間に旅客連絡輸送を開始す。
一五	京阪電氣鐵道(軌道)營業を開始す。
一二	宇野線(岡山宇野間)開通し、同日宇野・高松間航路を開く。
二五	烏森(現在の新橋驛)有樂町間に電車運轉を延長す。
三	輕便鐵道法施行せらる。
八	東海道線水害の爲に一時横濱・熱田間に船舶運行をなす。
八	山陰線園部・綾部間開通す。
二五	新橋・神戸間急行列車に二等寢臺車を聯結す。
二一	朝鮮鐵道を朝鮮總督府に屬せしむ。
三〇	山陰西線出雲今市に達す。
一〇	

明治四四 (一九一四)	
二六	北海道留萌線(深川・留萌間)開通す。
一一	美濃電氣軌道營業を開始す。
一六	伊豫、川越、青梅、佐野、上野、豊川、近江、尾西、上武、龍崎、河南、水戸、伊豆、高野登山、小坂の十五開業鐵道及び湊、小倉の二未開業鐵道は輕便鐵道に指定せらる。
一	日本内地主要驛と露國鐵道主要驛との間に旅客連絡運輸を開始す。
二二	輕便鐵道補助法公布せらる。
三三	廣軌鐵道改築準備委員會官制公布せられ、内閣總理大臣桂太郎會長となる。
六	中央線(飯田町・名古屋間)全通す。
一	千葉縣營輕便鐵道營業を開始す。
九	鐵道院に於て常盤病院を開く。
二〇	九州電氣軌道營業を開始す。
三	島原鐵道營業を開始す。
一九	鳥羽線(山田・鳥羽間)開通す。
二一	

明治四 五	八	一	東京市に電氣局を置き東京鐵道(市街鐵道)の營業を承繼す。 廣軌鐵道改築準備委員會調査報告を提出す。 南滿洲鐵道に關する事項は拓植局の掌理に歸し鐵道官制中より之 に關する事を削除す。
八	七	廣軌鐵道は輕便鐵道と指定さる。	內務大臣原敬鐵道院總裁を兼ね。
九	九	小倉鐵道は輕便鐵道と指定さる。	國有鐵道に於て下關門司間貨車航送を開始す。九州大藏線を廢線 とす。
一〇	一	山陰東線(福知山・香住間)全通す。	
一一	一	大分線(柳ヶ浦大分間)全通し、房總線東金・成東間開通す。	
一二	一五	北陸線三國海陸連絡開通す。	
一二	一	北海道手宮、室蘭に於ける石炭船積棧橋竣成す。	
三	一	山陰線京都・出雲今市間全通す。	
三	一	ジャパン、ツーリスト、ビエロー創立す。	
四	一	中央線萬世橋まで電車運轉を延長す。真岡輕便線下館・真岡間開通 す。	

五	一	東海道線馬場・大津間を大津電車軌道に使用せしむ。 倫敦より北米合衆國及び加奈陀を経て本邦に來り、西伯利を経て 露都又は莫斯科に至る世界一週連絡輸送を實施す。
五	一五	横川・輕井澤間に電氣機關車を使用す。
六	一	大社線(出雲今市・大社間)及び倉吉輕便線(上井・倉吉間)開通す。
六	五	中國鐵道は輕便鐵道に指定せらる。
六	一	京都市營鐵道軌道營業を開始す。
六	一五	新橋・下關間特別急行列車の運轉を開始す。
七	九	東武、佐野兩鐵道合併の認可を受く。

追 録

西曆千八百五十三年七月十二日(嘉永六年)米艦サスタキハンナ號上に於て、浦賀奉行と米國使節との談話模様並に米國人が當時のわが邦人の世界地理及び交通等に關して有せし智識を批評せる一節(ペルリ日本遠征記頁二四八)を見れば、當時吾人が鐵道に關する知識を有して居つた事は確實である。米艦内に於て、其の船の機關を邦人が實見して、船舶用の機關と蒸汽車用の機關とに談話が亘つて居る事は記載してあるが、其の將來せる献上小形蒸汽車を當時見せたや否は記載してなし。

嘉永六年八月二十四日(西曆千八百五十三年)に長崎に於て、露艦フレガット、バルラーダ一號上に、邦人がアルコー、ランブ燃料で卓上に動かす蒸汽車の小形雛形を實見した事ある由は、長崎高等商業學校研究館年報第二冊「鐵道に關する知識の我國に傳はりし門戶としての長崎」と題して、其の後に長崎佐賀山口等にあつた事と共に記載してある。

運轉手も自から機關車に乗りて、小形の列車を横濱村で牽引運轉したのは、嘉永七年二月二十三日(西曆千八百五十四年三月二十一日)にして、大人は其の中へ這入ることの出來ないほど車輛は小さくあつたため、運轉中邦人は車輛上に跨がつて之にしがみ附いて居つた事は前記遠征記頁三五七に記載してある。此日が邦人の蒸汽車に乗つた最初の記念日であることは疑なし。日本鐵道史頁四に、嘉永年間渡米の蒸汽車として圖が載せ

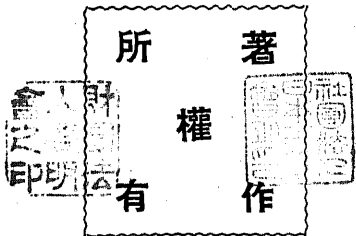
てあるが、其の寸法、製圖の工合等より考ふれば、當時の將來献上品其の物の圖には非ざるべし。明治初年に火災のため、此の貴重なる記念品を焼失せしめたるは遺憾の至りなり。以上巻末に附記して大方の教を乞ふ。

大正十五年五月

田邊朔郎

大正十五年五月十日印刷
大正十五年五月十五日發行
昭和四年九月十五日改版
昭和五年六月二十五日再版

明治工業史 鐵道篇
全十卷の内



著作兼發行者

東京市麴町區丸ノ内二丁目二番地
社團法人 日本工學會

著作兼發行者

右代表者 立川徳治
東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一
財團法人 啓明會

印刷者

右代表者 笠森傳繁
東京市小石川區久堅町百〇八番地
君 島 潔

發行所

東京市赤坂區
田町七丁目三番地

日本工學會

明治工業史發行所

申込所

東京市日本橋區
通二丁目十六番地

丸善株式會社本支各店

電話青山五一〇番(2)◇振替口座東京六三六番

電話日本橋二二二番(10)・振替東京五番

明治工業史

全十卷

電氣篇
土木篇
造船篇
火兵篇・鐵鋼篇
建築篇

鑛業篇・地學篇
鐵道篇
機械篇
化學工業篇
序篇・索引

配本順序不同